第Ⅲ章　カードキャッシング条項

第１条　（カードキャッシングの利用方法）

(1) カードキャッシングは、当社が認めた会員がキャッシング機能を付与されたカードを利用することにより、そのサービスを受けることができます。日本国外でのキャッシングのご利用はできません。

(2) 会員は、次の各号のいずれかの方法により、カードキャッシングを利用することができます。

①当社指定の日本国内の ATM 又は CD で所定の利用方法に基づき、あらかじめ指定された暗証番号（4 桁）と希望金額を打鍵したとき。

②その他、当社所定の方法による手続を会員が行ったとき。

第２条　（カードキャッシングの締切日、支払方法及び返済場所など）

(1) カードキャッシングの融資金は１万円単位とし、支払方法は１回払い又はリボ払いのうちから会員がカード利用の際に指定した方法によります。また、会員が１回払いで利用した場合、本人会員は、当社所定の日(原則毎月９日)までに支払方法の変更申出を行い当社が承認をしたときは、以降の残債部分について、リボ払いに変更することができます。

(2) ①融資金をリボ払いで返済する場合、本人会員は、カードキャッシングの締切日における残高債務額（残元本額）に対して、実質年率１８．０％(残元本１００万円未満の場合)の利息を払うものとし、利息計算は日割計算（利息＝残高債務額（残元本額）×実質年率（18%）×利用日数÷３６５日（閏年は３６６日）円未満は切捨て）とします。なお、初回分の利息は、利用の翌日から起算して初回返済日までの期間の日割計算とします。ただし、利用日の当日に返済の場合は１日分の利息を支払うものとします。

②融資金を１回払いで返済する場合、本人会員は、元本に対して利用の翌日から起算して約定支払日まで実質年率１８．０％(元本１００万円未満の場合)の利息を払うものとし、利息計算は日割計算（利息＝利用金額（元本）×実質年率（18%）×利用日数÷３６５日（閏年は３６６日）円未満は切捨て）とします。ただし、利用日の当日に返済の場合は１日分の利息を支払うものとします。

(3) リボ払いの月々の支払額は、次のとおりとします。

利用残高 （残元金）	支払額 （ミニマムペイメント）
～20 万円	10,000 円
20 万円超～30 万円	15,000 円

・以降も同様に、利用残高が 10 万円増えるごとに支払額が 5,000 円ずつ増加

※最低支払額は、事前に当社へ申し出ることにより 1,000 円単位で増額できます。

※支払回数及び支払期間は、最終利用日から２～６０回、２～６０か月となります。

(4) カードキャッシングの支払金の返済方法及び返済を受ける場所は、次の各号のとおりとします。

①口座振替

②コンビニ窓口

③金融機関からのお振込み

④その他当社所定の方法及び場所

第３条　（遅延損害金）

本人会員がカードキャッシングの支払金等の支払を遅滞した場合は、遅滞した元本金額に対して約定支払日の翌日から支払日に至るまで、年２０．００％、また、期限の利益喪失の場合は、未払の残元本に対して期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、年２０．００％の遅延損害金を当社に支払います。

また、遅延損害金の計算方法は、次のとおりとします。

遅延損害金＝遅滞した元本金額×遅延損害金実質年率（20%）×延滞日数÷３６５日（閏年は３６６日）

第４条　（利息の利率の変更）

本人会員は、利息の利率が金融情勢等により一般に行われる程度のものに変更されること並びに当社から利率変更の通知をした後は、第Ⅰ章第１９条の規定にかかわらず、新規利用分からは改定後の利率が適用されることに異議ありません。

第５条　（期限前の返済手続）

(1) 本人会員は、本規約に定めるカードキャッシングの支払金の全部又は一部を約定支払日前に返済することができます。この場合、本人会員は、当社へ事前に電話連絡の上、当社の指定額を当社指定金融機関口座に送金して返済します。振込手数料は、本人会員の負担となります。

(2) 一部先入れをされる場合は、利息、元本の順に充当されます。

第６条　（書面の交付）

(1) 本人会員は、会員がカードキャッシングを利用したときは、当社が貸金業法第１７条第６項及び同法第１８条第３項に定める「一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面」（以下「マンスリーステートメント」という）の交付をもって、同法１７条書面及び１８条書面の交付に代えることを承諾します。

(2) 貸金業法第１７条第１項の規定により交付する書面及びマンスリーステートメントに記載された内容以外にカードキャッシングの利用又は返済がある場合、その書面に記載する、返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、変動することがあります。

第７条　（帳簿の閲覧）

本人会員は、会員の取引履歴等、カードキャッシングに係る帳簿につき、当社所定の手続に基づき閲覧ができます。開示場所は、お客様相談室／新潟県新潟市中央区笹口 1-19-24　〒950-0911　　TEL (0570)07-0892 とします。また、会員が希望する場合には、当社は、会員の取引履歴等の記載された書面の複製を郵送します。

第８条　（貸付けに関わる勧誘の同意）

本人会員は、当社から貸付けに関する勧誘（貸付限度額の増額案内、利用案内ダイレクトメール等）を受けることに同意します。ただし、本人会員から不同意の申出があった場合、当社は、直ちに勧誘行為を中止します。

第９条　（所得証明書類の提出）

本人会員は、当社から要請があった場合は、「貸金業法で定める本人会員の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載又は記録した書面」（以下「所得証明書」という）を、当社の指定する期日までに、当社に提出します。提出いただいた所得証明書は、貸金業法で保管が義務づけられているため返却いたしません。

なお、所得証明書の提出がない場合又は無収入の場合は、原則キャッシングサービスのご利用はできません。ただし、無収入の本人会員がキャッシングサービスを希望する場合、当社は、その本人会員の配偶者の同意を得た上で、配偶者の所得証明書の提出を得て、キャッシングサービスの可否を審査できるものとします。また、所得証明書を提出した場合でも、所定の審査の結果により、当社はキャッシングサービスの利用を停止、またはキャッシングサービスの利用可能枠を減額することがあります。